

- [間違った情報を流して「世論形成」する事の是非](#)
- [18年間の議論の積み重ね](#)
- [予防原則の採用の問題と統計情報](#)
- [PTの議論の改善具合](#)
- [飲酒運転との比較](#)
- [別件逮捕の可能性](#)
- [少数派を不当な法律で弾圧する事の是非](#)
- [強力効果論の否定](#)
 - [強力効果論の肯定意見](#)
 - [強力効果論の否定意見](#)
 - [肯定派の再反論](#)
 - [否定派の再反論（強力効果論が否定されている事の意味）](#)
 - [肯定派の再々反論（責任を押し付けないで欲しい）](#)
 - [否定派の再々反論（「少数派」と犯罪者の違い）](#)
 - [肯定派の再々々反論（責任を押し付けないで欲しい）](#)
 - [否定派の再々々反論（多数派も自分で責任を取るの当たり前）](#)

間違った情報を流して「世論形成」する事の是非

児童ポルノ所持の禁止について | 衆議院議員早川忠孝の一念発起・日々新たなり
<http://ameblo.jp/gusya-h/entry-10093973159.html>

たくさんの方から情報が寄せられたのでお分かりと思いますが、与党PTや日本ユニセフは国民に対して間違った情報を流して世論を形成しようとしています。
これに対し早川議員はどのような感想を持たれているのでしょうか？
児童の権利を守るためなら、嘘をついて世論を操作しても良いと思われませんか？
私は、正確な情報が国民に与えられ、広く国民が議論した結果規制強化されるのなら致し方ないのかなとも思います。
しかし、間違った情報が流され、なお且つ大多数の国民が児ポ法の内容自体よく知らない状態で規制が進められるのは承服できません。
早川議員には、国民に正確な情報を提供し、国民全員がこの問題を考えられるよう政府に働きかけて頂きたいと思えます。

18年間の議論の積み重ね

児童ポルノ所持の禁止について | 衆議院議員早川忠孝の一念発起・日々新たなり
<http://ameblo.jp/gusya-h/entry-10093973159.html>

凄いコメント数ですね。
見るだけで大変だと思えますが、それにも関わらず真摯にコメントを返してくださる早川先生に敬意と感謝を表します。

今回の議論で、早川先生がこの問題に対し真剣に考えてくださっていることが分かりました。
早川先生がどのような決断をくだされるのかは分かりませんが、ご意見は尊重したいと思っております。無論、反論させていただくこともあるとは思いますが、

ただ、それは与党PTの皆さん全員に当てはまる訳ではありません。
私は与党PTには強い不信感と不満を今も抱いております。
この問題は91年に起こった「有害コミック問題」、を発端とし、実に18年もの間、議論が続けられてきました。しかし、「規制反対派のひとり」さんが述べておられるように規制派の議員の方々が反対派である我々の意見に耳を傾けたことは無いように思います。
毎回、こちらが指摘した問題点を無視した形での改正案を出し続けているのが、その証拠だと考えております。

さらにこの法案を提出された議員は、「私は児童ポルノよりも、むしろ漫画を規制したい。不愉快ですから」と発言されています。
「児童を性犯罪から守るための規制」であれば歩みよることも可能ですが、「児童を性犯罪から守るということ」を建前とした表現の自由の弾圧には歩みよることはできません。
今回は上の発言と直接関係ある、マンガ、アニメ、CGについては見送られたとのことですが、このような状況を放置したままでは、不信感を拭うことができず、万が一、このまま法案が可決された場合、重大な遺恨を残しかねません。

そこで、無茶な提案だと分かっているのですが、与党PTの皆さんと意見交換できる場を設けていただくことはできないでしょうか？
18年もやりあっているのに、今更分かりあうことなんてできないかもしれませんが、それでも努力はするべきだと思うのです。
実際、今回の件で早川先生への印象が私の中ではガラッと変わりました。
全くの無駄ということにはならないように思います。莫大な量のコメントが殺到して大変なことになりそうなのは分かっているのですが、ご検討願えないでしょうか？

予防原則の採用の問題と統計情報

児童ポルノ所持の禁止について | 衆議院議員早川忠孝の一念発起・日々新たなり
<http://ameblo.jp/gusya-h/entry-10093973159.html>

立法府が、予防の観点から「何もしていなくても逮捕・強制捜査の対象とすべき人」を指定することに危機感を覚えます。特定の個人的法益を極端に増大させることが、社会の利益そのものに繋がり、それが公共の福祉であるといった考えがあるように思えてなりません。

現行法が曖昧広範囲であるのと同時に、この一点がとても気がかりです。

情報も置いておきます。

児童ポルノ法の危険な行方 / イギリスのインターネット監査財団がまとめた2006年度までの統計を元に、児童ポルノの発信元を国名別に書いています。それとその分析です。

<http://www.translativearts.com/log20080208.html>

インターネット上における小児性愛者の活動レポート2007 / イタリアの児童保護団体が開設されたWEBサイトの数、国名別のユーザー割合等がまとめられています。

http://www.telefonoarcobaleno.org/en/pdf/ANNUAL_REPORT_2007.pdf

[BPO]児童の裸、特に男児の性器を写すことについて

<http://www.bpo.gr.jp/youth/kenkai/danji.html>

<http://d.hatena.ne.jp/okumuraosaka/20080411/1207916478>

PTの議論の改善具合

児童ポルノ所持の禁止について | 衆議院議員早川忠孝の一念発起・日々新たなり

<http://ameblo.jp/gusya-h/entry-10093973159.html>

PTのあり方などを問うつもりは毛頭ございません。けれど「それぞれの場で事前に十分な検討を経て提出されたものである、という前提で審議を始めますので、誰からも疑問が出されない場合は、一つ一つの論点について事実上の合意が出来たようにみなされます」と言うことは、先生がこのエントリーを書かれてから皆が指摘した点、はPT内でも問題視されていなかった、ということでしょうか。

少なくとも、過去2回行われた、と仰ったPTでは問題にならなかったからこそ、先生がご存じなかったこと、なかった部分がこれだけ存在する、ということになりますから。

「今まではマスコミも特に問題点を指摘しておらず、私どものところにも何らの働きかけもない問題の少ない法案のように思っておりましたが、現時点では法律家の視点からなお検討を要する案件であると理解しております。」

誠に心強いお言葉です。是非、先生自ら、次回PTで、指摘された点や先生が疑問に抱かれた点を議論に投げかけ、精査していただきたいと思えます。

私が以前書かせていただいた定義の問題の他にも、山積みだと思えます。

もう一つ加えるならば、今までに全く「実際被害に遭った児童の救済措置」が改正案に盛り込まれていないことが私には不可解です。

これは被写体として被害に遭った児童だけでなく、被写体にならずに性的虐待を受けた児童も同様です。順番の問題、とはまた違う部分だと思えます。今回は単純所持規制の話、次回は～ではなく、一刻も早く検討すべき事柄、だと思っております。

飲酒運転との比較

児童ポルノ所持の禁止について | 衆議院議員早川忠孝の一念発起・日々新たなり

<http://ameblo.jp/gusya-h/entry-10093973159.html>

児童ポルノマニアとお酒をたしなむ人とは、後者の方がくらべるべくもなく多いでしょう。

地方の中高年以上であれば、インターネットを利用することはめったにないが、車がなくては生活ができないという方も多いと思えます。

飲酒運転の容認ではありません、ひとつの例え話として。

児童ポルノという「明らかに悪いもの」の規制を強化しようという動きに対して反対の声を上げるのが「自分の楽しみを奪われたくない」という身勝手なマニアだとしたら、飲酒運転の罰則を強化する際にはもっと多くの国民からの猛反発があったはずで、

もし仮に「飲酒」「運転」の定義が「調味料として料理酒を使った料理を食べることも『飲酒』とする」「ジンジャーエールも酒に似ているし、カクテルに使われるからダメだ」「公道に他に人がいれば歩いていても『運転』としよう、ひとりならば『歩行』だ」等であれば、「飲酒運転はダメですよ」という法律に疑問の声が出て必然とご理解いただけることでしょう。

日本において現行法を基に児童ポルノの「単純所持」をまでを規制する、さらに創作物の規制に関しても議論をするというのは「過去に『飲酒』の経験がある者が『運転』をしたら、酩酊状態になくとも『飲酒運転』とする」というくらいの強引さ危険さを孕んでいる、反対する者はそれを恐れているのだということを、ぜひご理解いただきたいと思えます。

たった2回のPTで、冤罪多発の危険性についても、他の方法を模索することも、被害児童のケア体制の強化についても議論しない（と国民に思われた）まま、まず先に『1年以下の懲役または100万円以下の罰金』を決めてしまい、「もう検討は終わった」としている。

与党PTの姿勢は拙速だ、結論ありきの「ポーズとしての議論」だ、国民の声を聞こうとしていないと再三申し上げてきました。早川先生はまだ決定したわけではないとおっしゃいますが、最終決定の権限を持つ座長の森山先生がすでにそうおっしゃっていて、法務委員会の先生方からの「おかしい」「もっとよく考えた方がいい」という意見はお聞きいただけるのでしょうか。それが心配です。

早川先生、ぜひ私たちの不安や疑問のありかを正しく森山先生や高市先生、野田先生など、PTの中心にいらっしゃる議員の皆様へ届けて、「本当の悪人だけが泣く」法律を作っていただきたいと思えます。

別件逮捕の可能性

児童ポルノ所持の禁止について | 衆議院議員早川忠孝の一念発起・日々新たなり

<http://ameblo.jp/gusya-h/entry-10093973159.html>

あと警察の恣意的な運用が成される危険性というのはブログの2007年02月24日に書かれているあたり先生ご自身が一番良く分かっているかと思います。まず違法化によって一番懸念されるのが別件逮捕の可能性です。今の定義ではたんなる裸でも適用されてしまう可能性が高く、たとえば痴漢の疑いがあることで拘留されていてやっていないことを証明しようとしても自宅捜索した時にきわどいアイドルなんかの写真で児童ポルノだと判断されればその方は犯罪者です。この法案の恐ろしいところは提供者である方たちの製品を判断するだけではなく、所持者にも判断の対象になりうるということです。たとえば、心交社が児童ポルノ法違反で摘発されたことは有名ですが、後に児童福祉法に切り替わりました。しかしもし単純所持が違法だった場合、会社も購入者も所持者もすべて逮捕できてしまうこととなります。もちろん出演者が年齢を偽った場合、さらに事態は深刻です。この場合誰も情を知っていなかったこととなりますが、今の条文だと全員ひっくるめて逮捕です。さらにこの別件逮捕で違法だと判断された場合、逆に所持者から会社、購入者、所持者が逮捕されます。これって非常にナンセンスだと思いませんか？しかも児童ポルノじゃないかもしれないのですよ？さらに恣意的な運用の危険性としては見た目で判断してしまうこともあります。見ただけじゃ年齢なんて区別できませんよね？しかし単純所持が違法化された場合、たとえ18歳以上であっても児童ポルノとして逮捕される可能性があります。18歳以上だと証明できなければ有罪確定です。このように色々問題があるのです。始めに申し上げましたが、提供者を捕まえるためにも単純所持違法化には反対です。さらに今の定義も見直して頂きたいと思います。ここまでお付き合い下さってありがとうございました。早川先生の今後のご活躍を期待しております。

少数派を不当な法律で弾圧する事の是非

児童ポルノ所持の禁止について | 衆議院議員早川忠孝の一念発起・日々新たなり

<http://ameblo.jp/gusya-h/entry-10093973159.html>

一定の周知期間が経過しても自ら廃棄しないで保有しているとか、法の施行後に新たに取得した、ということで、その違法性が明らかになるのではないかと、という発想です。

ですから、どういう違法性があるのですか？

勿論こういう法規制はそもそも必要ない、という立場の方もおられますが、大方は何らかの規制が必要ではないかと、という意見です。

「こういう法規制」が何のことかはわかりませんが、「児童ポルノ法」という制度のことを言うのであれば、そもそも必要ないという人は少数でしょう。

しかし、「何らかの規制が必要」だとしても、それが「単純所持」という形の規制が必要だというのは大勢ではない。

上記WEBアンケートが一例です。mixiのコミュニティーでも、反対派が2000人以上集まっています。今までブログを何十件も訪問しましたが、賛成意見は数件しか見ていません。

官僚や公明党から提出される資料ばかりでは感覚が鈍ってしまうのも仕方ないのかもしれませんが、事実認識がおかしいです。

また、仮に賛成派が大勢だとしても、少数意見をおろそかにしてよいわけではありません。

そもそも、児童性愛者であっても、実際に児童に手を出さないのであれば、「善良な一般の市民」でしょう。

児童に手を出した「悪質な」児童性愛者は取り締まれるのですから、単純所持とは関係ありません。

「児童性愛者が少数派だから、不当な法律で弾圧しても構わない」ということは決してあってはならないのです。

確かに、何らかの規制は必要でしょう。

だからこそ、単純所持規制反対派は「提供罪の取締りを効果的にできるようにしろ」「児童のケアをもっと考えた法整備にしろ」

「現行法の欠陥を直せ」と主張しているのです。

他方で、単純所持罪は規制の方向として筋違いだといっているのです。

早川先生は、自民党PTの中でも謙虚に反対派の意見を聞く姿勢をとっておられるようなので、ぜひとも、コメント欄に掲げられたサイトを訪問するなどして真剣に反対派の意見を検討していただきたいです。

強力効果論の否定

児童ポルノ所持の禁止について | 衆議院議員早川忠孝の一念発起・日々新たなり

<http://ameblo.jp/gusya-h/entry-10093973159.html>

強力効果論の肯定意見

子供を犯そうと考えたことがあります。

小学5年生ごろから同級生の女に興味を持ち始め、胸などを凝視していました。中学にあがる頃にはやりたと思い始めました。でも、まだ、その頃は理性で抑えきれました。けれど、ある時、コンビニで同世代の男女もしくは年齢の異なる男女が交わっている雑誌を偶然目にし、気持ちが強くなりました。襲おうと考えたこともあります。テレビで男児が襲われたという話を聞き、遊びに来ていた同級生を襲おうと考えたこともあります。おそらく、改正案で規制しようというのはこうなるのを防ぐためだと思います。規制自体には賛成ですが・・・改正案の規制でも生ぬるすぎます。

わいせつな画像・小説の陳列は禁止。購読等も原則禁止とするが、試験を通ったものに限り認める。

現状よりも厳しくしてもいいかなと思います（そうなる性犯罪は確実に増えますが・・・更正プログラムによってフォローはできます。被害者のフォローは難しいですが、その手の団体は腐るほどあります）

強力効果論の否定意見

性犯罪よりはるかに罪の重い殺人事件が起きないように、推理小説の類はすべて発禁処分にすべきでしょうね。サスペンス番組も放送禁止にすべきでしょう。

テレビで人が殺されたという話を聞くことのないよう、ニュースも流してはいけませんね。当然、新聞報道も殺人事件は報道してはいけません。遊びに来ていた同級生を殺そうとする人が増えると危険ですから。

まったくもっておかしな理屈です。

強力効果論は、現在では否定されていますし、犯罪者が自己の責任を軽減ないし転嫁するものです。（自分の規範意識の鈍磨や倫理観の欠如が原因ではなく、そこにそういう情報があつたから悪いのだ・・・という理屈です）

確認しておきますが、与党PTは、このような無茶苦茶な理由を根拠として規制しようとしているわけではありませんよね？児童ポルノの増加と性犯罪に相関関係がないことを示す資料も提供しておきます。

<http://kangaeru.s59.xrea.com/G-youjyoRape.htm>

児童ポルノなんか無かった昔のほうが幼女強姦事件が多いです。強制わいせつ事件が一時増えているように見えますが、

<http://www.npa.go.jp/safetylife/syonen29/siryoku1.pdf>

このように、全刑法犯の認知件数に連動しているわけです。それに、最近はまだ減少傾向ですね。

統計の見方によっては、児童ポルノ法制定によって強制わいせつ事件が増えた・・・とも読み取れるわけですよ。（私は、そうは思いませんが）少なくとも児童ポルノ規制と性犯罪に相関関係はないといえます。

ちなみに、G8の中では、児童ポルノの単純所持を規制していない日本とロシアが圧倒的に性犯罪の件数が少ないのですよ。

| 小学5年生ごろから同級生の女に興味を持ち始め、胸などを凝視していました。

ちょうど2次性徴のころですし、興味ないほうが病気でしょう。あなたは健全です。

| ある時、コンビニで同世代の男女もしくは年齢のことなる男女が交わっている雑誌を偶然目にし、気持ちが強くなりました

それは児ポの問題ではないですね。中学生が成人雑誌読んでものが問題です。年齢制限を徹底すれば問題ないでしょう。最近では成年誌はちゃんと袋詰めされていますね。

| 遊びに来ていた同級生を襲おうと考えたこともあります。

性欲がある以上、同年代の異性に性的興奮を催すのは自然であって、それを否定してしまうならば繁殖行動そのものを否定してしまうと思うのですが、で、その一線を踏みとどまらせるのが理性であって、そのあたりをどう教育していくかの問題になり、よってこれも児ポ法ではなく性教育の問題ということになるかと思います。

推理小説を持ち出してくるとは・・・てっきりバトルロワイヤルとか猟奇性の高いものを持ち出してくるのかと思いました^^;

| 強力効果論は、現在では否定されていますし、犯罪者が自己の責任を軽減ないし転嫁するものです。（自分の規範意識の鈍磨や倫理観の欠如が原因ではなく、そこにそういう情報があつたから悪いのだ・・・という理屈です）

ふむ、だとしたら、なぜ、ニュースを聞いた瞬間、同性の同級生を襲いたくなつたのでしょうか。否定されてるなら、自分のようなことも起こりえないと思います。

肯定派の再反論

| あなたは健全です

健全といわれても困るのですが・・・

| 年齢制限を徹底すれば問題ないでしょう。

確かにそうともいえませんが、どこまで徹底できるかは疑問ですが・・・
未成年だろうが、小説や漫画の類は読もうと思えばいくらでも読めます。
検索すればいくらでも出てきますし、中学生の頃に読んでました。
場合によってはトイレに転がっていることもあります。
フィルタリングあたりも行うようにして、学校教育などを通じて被害者の痛みを教えたりするか、かくほうも加害者にとって都合のいい内容にしないようにするなどのことをしない限り、減らないと思います(とうのとっくにやってることだと思いますが・・・)。

否定派の再反論（強力効果論が否定されている事の意味）

ですから、襲いたくなっただけで、襲ってないんですよね？
なら、犯罪は発生していないじゃないですか。

「襲いたくなっただけ」ことは犯罪ではありません。
「実際に襲った」という事態は発生しなかったわけですよ。

同様に、殺人の情報を得ることによって、人を「殺したくなる」人もいるでしょうが、多くの人は実際に殺すことは思いとどまります。

ここが重要なのです。
人は、たとえ何らかの情報に接しても、そこからダイレクトに犯罪に向かうわけではないのです。
あなたは、いろいろな情報に接しましたが、結局犯罪者にはならなかったわけですよ。
同じように、あなたと同じ情報に接した多くの人間も犯罪を犯していません。

そこでもし、あなたが「襲いたくなっただけ」にとどまらず、「実際に襲っていた」のだとしたら、厳しいようですが、あなたの規範意識や、順法精神、倫理観等が欠如していたからですよ。
あるいは、精神に異常があるのかもしれない。
これが強力効果論が否定されているという意味です。

となると、犯罪を犯したのは、その人自身の問題であり、もっといえばその人の情操教育の問題です。
そういう人は、個別に犯罪者として処罰するしかありません。
それを、世の中に溢れている多くの情報に原因を求め「悪いのは俺ではなく、そこにその本があったことが悪いのだ」などというのは、責任転嫁にほかなりません。
多くの人間は、同じ情報に接しても、実際に犯罪を犯すことは思いとどまっているのですから。

もし、思いとどまることのできない人間を基準にして世の中の情報を遮断するとすれば、ありとあらゆる情報が規制対象となります。
そういう異常者（犯罪者）は何がきっかけで犯罪に走るか分かりませんから、
推理小説どころか、ただの小説も規制対象です。

それから、同級生に襲いかかりたくなる人間がいるようですので、もしかしたら実際に襲いかかる異常な子供が出てくるかもしれません。
となると、同級生の家に遊びに行くことは禁止ということになりそうですね。
異常者を基準にすると、そういうことです。

肯定派の再々反論（責任を押し付けないで欲しい）

強力効果論について誤解してました。
実際にしない場合は含まれないのですね。

犯罪を犯したのは、その人自身の問題であり、もっといえばその人の情操教育の問題です。

そうなりますね。
でも、その人格を形成には周りの人たちも関わってます。
抽象的な言い方になりますが、- の特質を子供が居ます。
周りの人から+になるような関わり方をされて、+に変化しました。
逆に+の子供が-の関わり方をされて、-になった例もあります。
本人だけに押し付けないでください。
周りの責任もあります（母親だけでなく、父親や保育士、周りの子供たちも対象です）

多くの人間は、同じ情報に接しても、実際に犯罪を犯すことは思いとどまっているのですから。

だから、実行した人間が悪い。
でも、多数の人間がそうなったら、情報が悪いとなる。
とこまで少数の人間に責任を押し付ければ気が済むのですか？
もう、うんざりです。

もし、思いとどまることのできない人間を基準にして世の中の情報を遮断するとすれば、ありとあらゆる情報が規制対象となります。

そうなるとうんざりですね。
友達と遊ぶこともできない。

楽しみがある日突然奪われてしまう。
多数派の人間がなぜ少数派のせいになろうとするのか分かったような気がしました。
規制されたら、多数の人間が困ってしまうからなんです。

否定派の再々反論（「少数派」と犯罪者の違い）

本人だけに押し付けないでください。

何のために、「情操教育の問題」と付言したのか考えてくださいよ。

どこまで少数の人間に責任を押し付ければ気が済むのですか？

誰が「押し付け」ましたか？
根本的に、犯罪を犯すから責任があるのです。

多数の人間が思いとどまれるということは、情報というものにそれほど強力で人の行動を左右する力はないといっているのです。
したがって、「情報に責任転嫁をすることはできない」といっているのです。
犯罪者に責任を負わせるのは当然です。
これは「押し付け」ではありません。
自己の行為の責任を本人に問われて、うんざりだという発想に驚きです。

あなたがどういった特異な価値観を有しているかは知りませんが、一般的には実行した人間が悪いのですよ。
（もちろん、そのように育てた人間にも責任の一端はあるかもしれませんが）

自己の行った行為に対する責任を「押し付け」と考える時点で、最初から責任転嫁を考えているという証拠です。

多数派の人間がなぜ少数派のせいになろうとするのか分かったような気がしました。
規制されたら、多数の人間が困ってしまうからなんです。

私のコメントのどこをどう読めばそういう方向に向かうのか、理解に苦しみます。
普通に読解できないものなのでしょうか・・・。

「多数派の人間が少数派のせいにする」なんていう趣旨の話は一切していませんよね？
どこの行間をどう深読みしたのか知りませんが、文理を離れて勝手に曲解されては困ります。

ここでいう少数派とは、犯罪者のことですね。
そうすると、少数派（犯罪者）の行為を、少数派（犯罪者）のせいにするのは当然のことです。
自己が犯した罪に対して、本人が責任を問われているというだけの話です。
それを前提として、「犯罪者の責任の煽り食って、多数派（一般市民）の行動まで規制されては困る」のです。
「多数派が困るから少数派のせいにしてはいる」などというのは、荒唐無稽もいいところです。

肯定派の再々々反論（責任を押し付けないで欲しい）

あなたがどういった特異な価値観を有しているかは知りませんが、一般的には実行した人間が悪いのですよ。

そうですか。
なら、多数派の人間であるあなたたちも誰かに不利益を与えたら取ってくださいね。
回りが悪いという言い逃れは許しませんよ。

普通に読解できないものなのでしょうか・・・。

「もし、思いとどまることのできない人間を基準にして世の中の情報を遮断するとすれば、ありとあらゆる情報が規制対象となります」
この部分を言い換えるとうなります。
児童ポルノを見ることによって性犯罪を犯す人間がいる、そういうことをなくするために児童ポルノを見ること自体禁止したら、見ることができなくなる。

犯罪者のせいと巻き添えを食らうのがごめんだとしか読むことができません。

否定派の再々々反論（多数派も自分で責任を取るのは当たり前）

数派の人間であるあなたたちも誰かに不利益を与えたら取ってくださいね。

え！そんなのあたりまえじゃないですか。
まさか、そんな当然の前提を今さら確認されるとは、さすがに想定外の反応でした・・・。

不利益を与えたら、自分で責任を取る。
日本の社会では（日本以外でも）当然の原則ですよ。
多数派も少数派もありません。
もちろん、中には色々例外（親の監督下にいる子供等）はありますが、周りが悪いから責任を取らない、なんてことはこの社会では原則としてありえません。

この書き込みからすると、ひょっとすると、あなたはまだ親の監督下にいる未成年者ということでしょうか？
特異な価値観というよりは、まだ社会の常識を習っていないだけなのだとしたら、申し訳ないです。
ただ、今後はそれが当然だということをご認識してくださいね。
社会に出たら、「誰かが責任を取ってくれる」なんていう甘えた考えは許されませんよ。
親のせいのできるのは、未成年の間だけです。

犯罪者のせいで巻き添えを食らうのがごめんだ

だいたいの趣旨は理解されているようです。
その通りです。
犯罪者の責任を、周りの人間に責任転嫁されるのは迷惑です。
児童ポルノに限らず、小説に感化された殺人事件が起きたから小説を発行禁止にする、映画の影響で殺人事件が起きたから上映禁止にする、包丁による殺人事件が起きたから、包丁を発売禁止にする・・・。
そんなことは、迷惑以外の何物でもありません。
もっとも、児童ポルノに関しては、個人的には、別にみることができなくても構わないのですが、「児童性愛者」という範囲における多数派（＝「性犯罪を犯さない児童性愛者」）にとっては迷惑でしょうね。